



富山・蛇喰A遺跡

所在地 富山県東砺波郡井口村蛇喰

調査期間 一九九七年（平9）六月～一〇月

発掘機関 井口村教育委員会

調査担当者 神保孝造・境 洋子（富山県埋蔵文化財センター）

遺跡の種類 集落跡

遺跡の年代 繩文時代後期、九世紀末～一〇世紀初頭、一二世

紀後半～一五世紀、一八世紀

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

蛇喰A遺跡は、富山県の西部を北流する小矢部川の支流、山田川に注ぐ赤祖父川と、旅川に統く千谷川によって形成された扇状地の低位段丘上に位置する。遺跡の西側は、小さな浸食谷に面し、東側を赤祖父川が流れる地形で、その両者に挟まれた高台に当遺跡が立地している。一帯は、標高一一六～一二六

mの水田地帯で、村の中心街より東に五kmの距離をおく。周辺の遺跡としては、蛇喰A遺跡の北西約三〇〇mに一三世紀後半～一六世紀の平城である井口城跡が近接するほか、周囲には、蛇喰正覺寺、井口A、池尻など数多くの遺跡が所在する。これらはいずれも中世の集落や館跡で、当遺跡も含め、その成立が井口城の消長と深く関わった遺跡群とみられている。

蛇喰A遺跡の調査は、県営担い手育成基盤整備（区画整理型）事業に伴うものである。調査面積は、農道・用排水路及び面工事に係る三六〇〇m²である。

一帯はかつての圃場整備の影響が顕著で、遺構の遺存状態は良好とはいえないが、おおよそ一三世紀後半～一四世紀代と考えられるものがある。一辺約四〇mを測る方形の屋敷区画群をはじめ、各区画内から合わせて掘立柱建物二棟、溝三条、井戸七基、土坑九〇基などが検出されている。

遺物は、整理用コンテナ二〇箱程度である。中世の木製品が大半を占め、他に、繩文土器・石器、須恵器、土師質小皿、珠洲、八尾、青・白磁、さらに越中瀬戸・伊万里を含む近世陶磁器、砥石、古錢など石製・金属製品もある。木製品の遺存状況はおおむね良好で、種類としては、漆器椀・箸・曲物・曲物柄杓・下駄・横笛（竹製品）などがあり、今回報告の呪符と塔婆二点がこれに加わる。いずれも、井戸や溝内出土のものが多い。

呪符(1)は、直徑約1m深さ1・1mの素掘りの円形井戸SE〇一から、一方塔婆(2)(3)は、直徑1m深さ〇・7mの素掘りの円形井戸SE〇三から一括して出土した。いずれも一四世紀代の井戸である。

8 木簡の祝文・内容

〇〇〇一

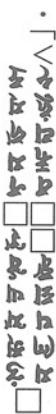
〔(符籙) 急々如律令〕

275×78×2 051

〇〇〇三

(2)

・「

・「

(150)×32×3 061

(3)

・「

・「

(140)×28×2 061

(1)は天刑星呪符と考えられる。上部を平坦に切り、下半分を細く削るが、最先端部分を平坦にカットしている。また、左右側縁中央やや上部分に小さな竹釘あるいは木釘が貫通した痕跡があり、何かに打ち付けて使用したことがわかる。



(3)



(2)



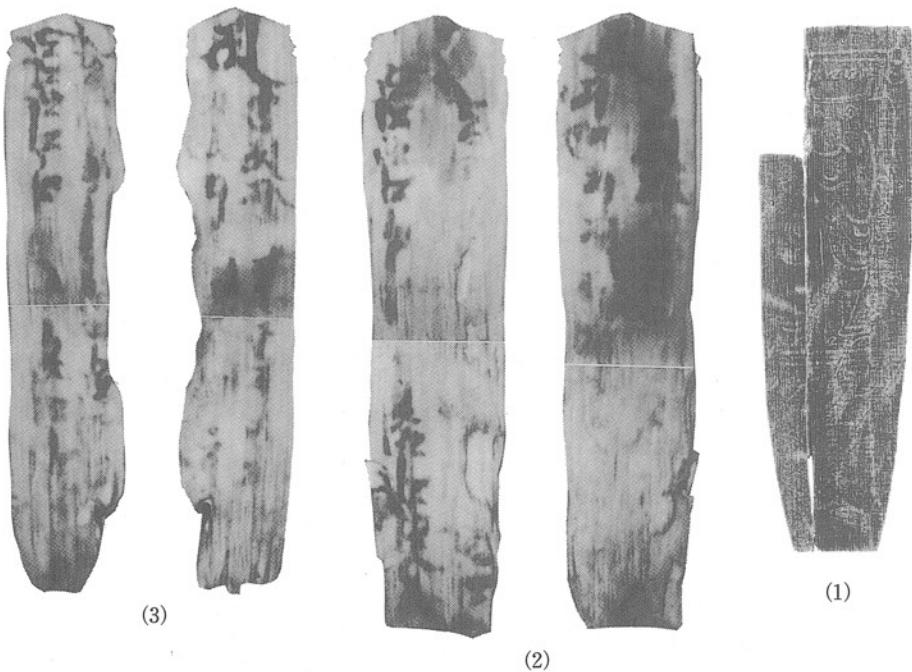
(1)



上部には人物と覚しき大小二体が描かれている。大きい方の人物は上半身裸体、下半身は膝まで裳があり、膝下が露出している。顔の部分は頭部に鉢巻き様のものを配し、顔面部分には目鼻にあたるものがなく、「口」字形が四個横一列に並んでいる。小さい方の人物は上半身裸体、下半身は両足とも太腿まで露出し、腰部分だけ布が巻かれ、禪様のものを着していると考えられる。これらの着衣は、中世の絵画資料にみられる明王・鬼神の着衣に通じるものがある。また、小人物は大人物の手の先に描かれ、その手にぶら下げられているよう見える。その様子は、文化庁蔵の辟邪絵の疫鬼を食べる天刑星の図を彷彿とさせ、大人物は天刑星にあたる可能性が高い。下半には符籙と「急々如律令」が記されている。符籙は「口」三個が横に並び、その下に横線が一条あり、さらにその下に「戸」の下に「鬼」が二個並列する。

(2)(3)は同タイプの塔婆で、頭部を圭頭状に尖らせ、頭部両側面から二段に切り込みを入れるものである。下端部は、欠損のためはつきりしないが、両頭の塔婆となる可能性を残す。

文字はいずれも両面に梵字で記されている。(2)は、表面頭部に大きく梵字ア（「大日如来」の種子・通種子）を配し、その下に二行で梵字光明真言を記している。下半分の墨書は不明瞭であるが、残りの良い裏面の墨書を参照すると、右行がオンからダラまで、左行がマからウーンまでで、中央下に終止符の配置となっている。裏面にも



表面と同書式で光明真言が記されている。裏面は表面とは天地逆に墨書しており、表面の記載が終わり裏返す時、横方向ではなく、縦方向に裏返している。また、光明真言の上部には、表面と同様のアト考えられる梵字の一部を残している。(3)は、遺存状態がやや悪いが内容・書式ともに(2)と同じであり、大きさも似かよることから同時に作成されたものとみられる。

(2)(3)に記された光明真言は、死者の菩提回向及び現世の増益息災のために用いられる真言であり、密教の灌頂に際しての聖句で、日常誦持する代表的明呪でもある。葬送次第「二巻章」によれば三反あるいは二一反読むことがみられ、本例の場合も本来はさらに複数の塔婆が同時に作られ使用された可能性が高い。

呪符(1)の願意も光明真言塔婆(2)(3)との関連で考える必要がある。

その場合葬送あるいは供養に関わるとみるのが順当であるが、(1)が天刑星を描いたものであるとすると、普通には疫病退散の願意が考えられ、年中行事儀礼あるいは習俗の側面からも考える必要がある。

なお、木簡の釈読は、(財)元興寺文化財研究所の藤澤典彦氏による。内容は、藤澤氏の報文より抜粋・加筆した。

9 関係文献

井口村教育委員会「県営担い手育成基盤整備(区画整理型)事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 蛇喰A遺跡」(一九九八年)

(神保孝造)

木簡研究第一六号

卷頭言

吉田 孝

一九九三年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京跡右京二条三坊四坪

薬師寺旧境内

大安寺

旧境内 興福寺旧境内 東大寺

阪原阪戸遺跡

藤原宮跡

藤原京跡

右京九条四坊 飛鳥京跡

定林寺北方遺跡

金剛寺遺跡

下茶屋遺跡

長岡京跡(1) 長岡京跡(2)

平安京跡左京三条三坊十三町

大坂城跡(1)

大坂城下町跡 若江遺跡

西ノ辻遺跡

袴狭遺跡(1)

狭遺跡(2) 砂入遺跡

林布ヶ森遺跡

見藏岡遺跡

木梨・北浦遺跡

藤江別所遺跡 阿形遺跡

伊勢寺遺跡

御殿・二之宮遺跡

東中館跡

長崎遺跡 八幡前・若宮遺跡

大宮遺跡

三堂遺跡

鴨田遺跡

大戌亥遺跡

杉崎廃寺 元總社寺田遺跡

南A遺跡

安子島城跡

山王遺跡

今塚遺跡 払田柵跡

福井城跡

一乗谷朝倉氏遺跡

戸水大西遺跡

跡 西念・南新保遺跡

八幡林遺跡

宮長竹ヶ鼻遺跡

タテチヨウ遺跡

円城寺前遺跡 古市遺跡

郡山城下町遺跡

周防国府跡

初瀬遺跡

跡 船戸遺跡 ヘボノ木遺跡

原の辻遺跡

一九七七年以前出土の木簡(一六)

平城京跡左京一条三坊十五・十六坪

沖縄の呪符木簡について

いまに息づく呪符・形代の習俗

文書木簡はいつ廃棄されるか

史料紹介 近世の豈の頭板について

史料紹介 近世の荷札木簡の一例

頒価 五五〇〇円

送料六〇〇円

山里純一
奥野義雄
今泉隆雄
鈴木景二

今津勝紀

鈴木景二